

入会地の森林などは、上記の機能が発揮できるよう整備していかなければなりません。ただし、ある1区画の森林が発揮する多面的機能は1つとは限らず、複数の多面的機能を生かして多様な活動が実施されることが考えられます。本章Ⅰに示した地域の将来の姿、また、Ⅲに示した構想(恩賜林百年の森づくりの取組方針)を実施していく入会地の森林などの姿は、以下の4つに大別されます。

- 入会住民などが立ち入り利用することができる森林など
- 美しい景観が整備・保全される森林など
- 木材生産が積極的に実施されていく森林
- 複数の公益的機能が発揮される森林など

(注)「森林など」には、入会地のうち非森林の土地(草地、標高の高い無立木地など)も含まれます。

それぞれの森林で行われる活動、発揮される多面的機能は、以下のとおりです。

図表 33 入会地の森林などにおいて発揮される多面的機能

	発揮される多面的機能							
	水源涵養	山地災害防止・土壌保全	快適環境形成	保健・レクリエーション	文化	生物多様性保全	木材等生産	地球環境保全
入会住民などが立ち入り利用することができる森林など	○	○	◎	◎	○	○		○
美しい景観が整備・保全される森林など	○	○	○	○	◎	○		○
木材生産が積極的に実施されていく森林	○	○					◎	○
複数の公益的機能が発揮される森林など	◎	◎	○			◎	○	○

以下に、それぞれの森林の姿及び森林管理方針を示しますが、全ての森林管理の前提として、「順応的管理の実施」を基本とします。順応的管理とは、管理手法の計画、実施、評価、検証を繰り返すものです。モニタリング調査により林況を把握し、その変化に応じて管理方針を修正していく方法であり、現地の状況に適合した効果の高い森林管理手法を進めていくことができます。

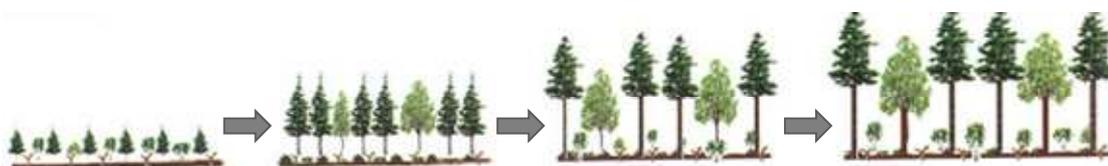
1. 入会住民などが立ち入り利用することができる森林など

【入会地の森林などの姿】

きのこや山菜の収集、入会住民による火入れ活動の実施といった従来の入会利用が継続して行われています。また、入会地が入会住民の保健休養・福祉向上のために利用されています（林内散策により入会住民などがいやしの効果を得ている、森林環境学習が実施され入会住民の森林保全の重要性などへの意識づけや地元への愛着の醸成に貢献している、など）。



【森林などの管理方針】



（出所）森林施業プランナー協会「森林施業プランナーテキスト基礎編」

多様な樹種を有する針広混交林へ誘導していきます。

既存の森林を針広混交林へ誘導する際には、群状に伐採を行うなどにより林内にギャップを作り、広葉樹の侵入を促します。周囲に広葉樹の母樹が無い場合には、天然更新が期待できないため、苗木を植栽する必要があります。

一度皆伐し一斉更新の方法で針広混交林へ誘導する際には、モザイク状に数十本ずつ同樹種を植栽し、間伐などの実施により生命力の強いものを残していく方法もあります。

入会住民などが立ち入ることを念頭に森林を育成する必要があります。歩行が可能なように立木間の空間を確保しある程度低い立木密度を維持する、下草や倒木などの処理をこまめに行う、必要に応じて歩道を整備するなどの管理を実施します。また、樹木に囲まれた空間が入会住民などに癒しの効果をもたらすよう、大径木を育成していきます。

また、入会地内に維持されている草地については、入会住民の参加による火入れを継続的に実施し、保健休養の場としての整備、山菜の生育促進、高い生物多様性保全機能の発揮などを促していきます。

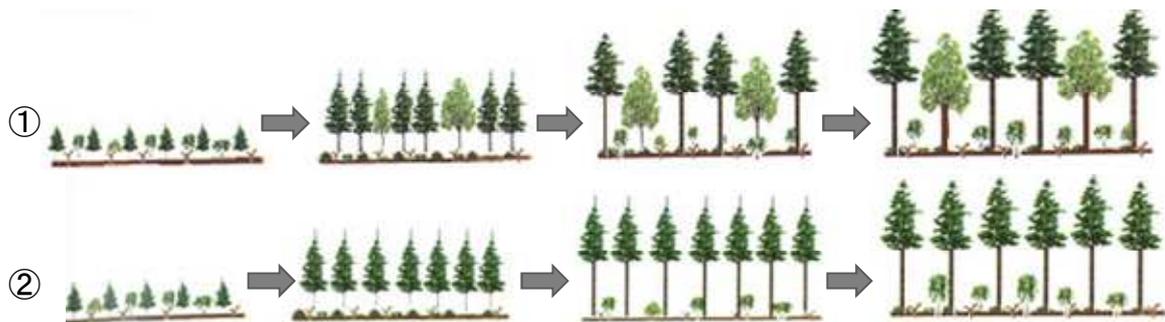
2. 美しい景観が整備・保全される森林など

【入会地の森林などの姿】

富士山の麓から富士山の全景を眺める、森林の脇から森林や花などの植生を眺めるという、遠景と近景の両方の景観を楽しむことができる森林です。また、このような景観を楽しむことを目的とした入会住民などが入会地に集まっています。



【森林などの管理方針】



(出所) 森林施業プランナー協会「森林施業プランナーテキスト基礎編」

森林の姿は、上図①のような針広混交林や、複層林、上図②のような単純林など様々考えられますが、手入れが行き届いた森林を形成することが景観へ配慮した森林としては重要です。

積極的な間伐により、光が適切に射し込む林分密度を維持して樹冠の枯れ上がりを防ぎます。下層植生の管理も重要となります。

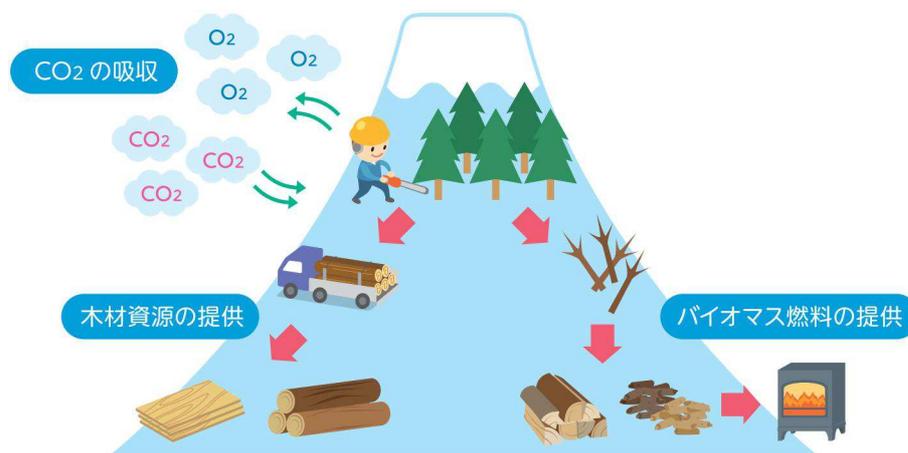
遠景の富士山を眺望できるよう、麓の入会地を整備していきます。人が訪れやすいアクセスのよい森林に遊歩道を積極的に整備する、ある程度遠方が見渡せるようにすることにより、森林などの植生の先に富士山の全景を見ることができるよう空間設計が有効です。季節変化のある花などを植栽することで訪問者のリピートを促すことができる可能性が向上します。

道路脇などの近景にはアカマツ林などの美しい景観を整備することが考えられますが、病虫害への対策が不可欠です。地域へ観光客を迎え入れる入口、道路脇の入会地の森林が美しく保たれることが重要です。周辺の森林が整備された道路は、地域の観光資源・文化資源をつなぐフットパスとしても機能します。

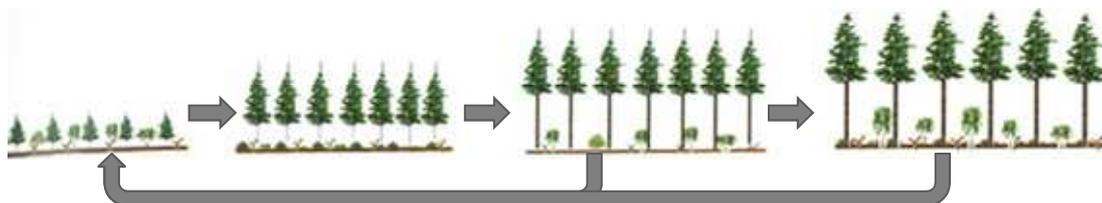
3. 木材生産が積極的に実施されていく森林

【入会地の森林の姿】

伐採、再造林、保育の森林施業が循環的に実施されている森林です。伐採に伴い発生する木材は、製材や合板、加工製品、バイオマスなど、多様な用途に有効利用されていきます。木材販売による収益が確保され、これが地域経済へ還元されます。



【森林などの管理方針】



(出所) 森林施業プランナー協会「森林施業プランナーテキスト基礎編」

主伐後に土地の条件に適した樹種を植栽し、同齢の人工林を育成していきます。保育間伐を実施し、通直な材の成長を促します。

原則として、林分の成熟期まで育成を続ける長伐期施業を実施していきます。積極的な間伐により、光が適切に射し込む林分密度を維持して樹冠の枯れ上りを防ぎ、大径木へ育てていきます。主伐期までの間に列状などの手法も用いながら搬出間伐を行うことで、効率的な材の生産を繰り返します。

とくに成長力の大きい林分では、50年程度の短伐期で主伐・再造林を行います。ただし、森林の公益的機能発揮の観点から、大規模な皆伐は行わないこととします。

木材生産機能を発揮しつつも、公益的機能を発揮する森林を育成していく必要があります。この観点からも、長伐期施業により、一定の密度の立木を林地内に維持したまま木材生産を実施することが有効です。また、間伐材を木質バイオマスなどに有効利用することにより、さらに間伐が促進されていきます。

再造林については、地域の気候条件、土壌などの立地条件を踏まえた、生態学的知見に基づいた合自然的な再造林方法を採用することが重要です。研究機関などとの連携により、再造林に取り組むことが有効です。

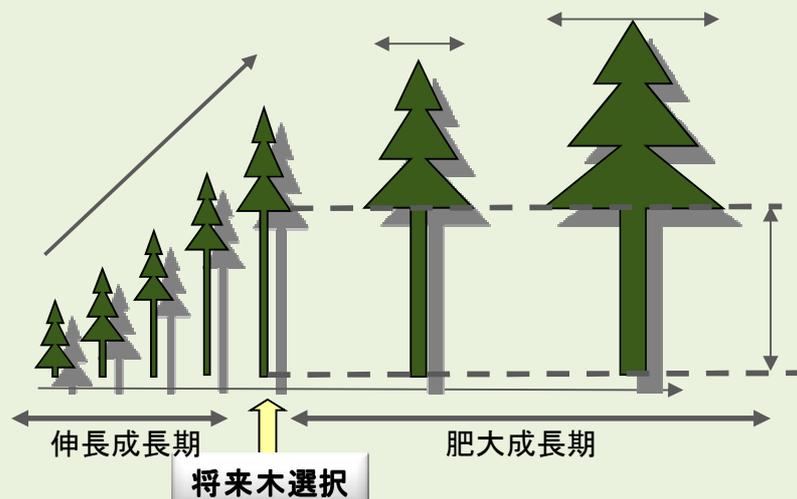
循環的な森林施業の実施にあたっては、食害防止の観点から、野生動物管理（狩猟による個体数調整、柵の設置や被害の小さい樹種の選定など）が必須となります。

コラム：長伐期施業としての将来木施業

将来木施業とは、長伐期施業の方法の1つです。長期に渡り育て大系木に仕立てていく木を林分の中で選木し、その周囲の木を間伐することで択伐林へ導きます。わが国においても、同様の施業方法が普及しつつあります。

将来木施業では、以下のような手順で施業を行います。

- 「バイタリティー」「質」「分布」の観点から将来木を選択
- 地域の大径木を参考に胸高直径・樹冠幅の目標を設定、haあたりの成立本数を決定
- 将来木を選定し、将来木を被圧する個体を1-2本ずつ間伐
- 将来木を健全に（高い樹冠長率）、かつ素早く目標直径に育成
- 森林に多様な構造を作り出し、「択伐林型」に誘導する

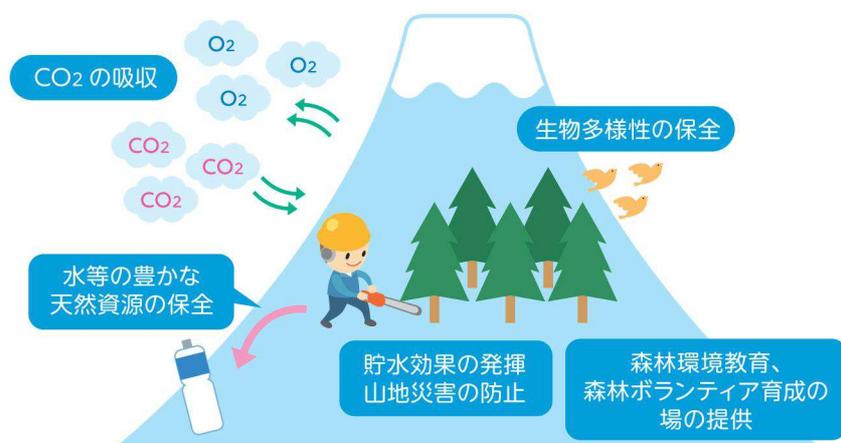


- 将来木の選択は、伸長成長期が終了する時期。
- その後、肥大成長期に以降させ、樹冠の発達した大径木を育てる。

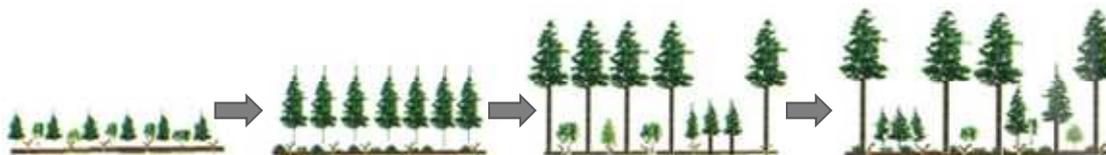
4. 複数の公益的機能が発揮される森林など

【入会地の森林などの姿】

適切な密度で森林が管理され、貯水の機能や土砂崩れなどの山地災害防止、二酸化炭素吸収機能や生物多様性保全などの様々な公益的機能が発揮されます。上流の森林が適切に管理されていることにより、水などの資源が下流においても良質に保たれ、これを活用した事業が地域経済の活性化に貢献しています。森林のモニタリングや管理の実施に入会住民らがボランティアなどで関わることにより、公益的機能発揮のための森林整備の重要性の理解醸成につながっています。



【森林などの管理方針】



(出所) 森林施業プランナー協会「森林施業プランナーテキスト基礎編」

なるべく自然の遷移に任せ、管理の労力を大きくかけずに森林の成立を促していきます。ただし、山地災害防止機能・土壌保全機能の発揮のためには常に樹木が生育し根が張り土壌を保持していく必要があるため、間伐により適度な密度と光環境を維持することが必要です。これにより、樹木の成長も維持されます。間伐などにより形成されたギャップには、天然更新などによる下層木の成長が期待されます。

入会地が有する公益的機能については、科学的知見に基づき、水質保全の機能などが発揮される森林を明らかにし、適切に管理していくことが重要です。求める公益的機能が高く発揮される森林の目標林型や密度管理方針を設定し、実行します。

資料編



I. 恩賜林百年の森づくり条例

○富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合 百年の森づくり条例

平成24年10月4日

条例第1号

組合は、富士山北面の広大な入会地を統制管理する入会団体である。主に入会稼ぎのための直接利用に供されていた入会地は、明治以降、造林地として整えられ今日の富士山体を覆う美林となっている。御料地の御下賜から一世紀を経て、この美林は、新たな入会の世紀に入った。私たちは、この美林を、次の世紀と次の世代に繋いでいくため、ここに新たなる百年の森づくりの基本となる条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、富士山北面の森林が有する公益的機能が高度に発揮される森づくりを行うための基本理念を定め、組合の責務及び住民の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進することにより、富士山北面の入会に基づいた豊かな環境、資源及び文化を育む森林を保全し次世代への継承に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 組合の管理地に存する森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林（竹林を含む。）をいう。
- (2) 多面的機能 生物種保全などの生物多様性保全機能、化石燃料代替エネルギーなどの地球環境保全機能、土砂災害防止機能、水源涵養機能、気候緩和などの快適環境形成機能、森林浴などの保健・レクリエーション機能、景観形成などの文化機能、木材などの物質生産機能など森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 公益的機能 多面的機能のうち、物質生産機能を除いた機能をいう。
- (4) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。
- (5) 人工林 植栽、種まき又はさし木により成立した森林（伐採跡地を含む。）をいう。

- (6) 天然林 人工林以外の森林をいう。
- (7) 住民 富士山北面入会地に権利を有する住民をいう。

(基本理念)

第3条 森づくりは、組合はもとより森林の土地所有者、住民等森林にかかわるすべての人々が連携して、この条例の目的を達成するため、次の基本理念（以下「基本理念」という。）により行うものとする。

- (1) 森林の有する公益的機能が住民の生活の安全及び安心の基盤であることから、自然の仕組みを重視した長期的な展望に立ち、生物の多様性に配慮するとともに、立地条件等の特性に応じた適正な森林管理を実施することにより、公益的機能が高度に発揮される森づくりを推進すること。
- (2) 林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、木材資源の循環利用が可能な森づくりを推進すること。
- (3) 入会の営み並びに歴史及び文化の継承を通じて、組合の構成市村などが行う地域づくりと一体となって森づくりを推進すること。
- (4) 継続的な森林管理を行うためには、多様な人材が必要なことから、森づくりの担い手を育成するとともに、住民との共働による森づくりを推進すること。

(組合の責務)

第4条 組合は、この条例の目的を達成するため、森づくりに関し総合的かつ計画的な施策の推進に努めなければならない。

- 2 組合は、国、他の地方公共団体及び公共的団体等に対し、必要に応じて協力を求め、森づくりを円滑に推進しなければならない。
- 3 組合は、森づくりに関する施策を推進するため、財政上の必要な措置を講じなければならない。
- 4 組合は、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めなければならない。
- 5 組合は、森林の境界及び木竹の状況を把握し、当該森林の管理方針を明らかにするよう努めなければならない。

(住民の役割)

第5条 住民は、森林の有する公益的機能が住民共有の財産であることを認識し、森づくりに関する取組に協力し、又は参加するよう努めるものとする。

- 2 住民は、基本理念にのっとり、組合が生産する木材（以下「地域材」という。）その他の林産物を活用するよう努めるものとする。

(森林管理の基本方針)

第6条 組合は、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、次の方針に基づき森林管理施策を実施するものとする。

- (1) 人工林は、立地条件等による林業の採算性と公益的機能の高度発揮の観点进行勘案し、間伐を中心とした適正な管理を重点的かつ計画的に推進する。
- (2) 天然林は、植生遷移（地域の植生が時間とともに自然に移り変わっていく現象をいう。）を基本として維持し保全及び活用を図る。

(森林の把握)

第7条 組合は、森林の有する公益的機能の維持及び回復を図るため、山梨県をはじめとする関係行政機関等と連携し、森林の現況の把握、森林被害等に関する調査及び対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域材の利用の拡大)

第8条 組合は、地域材の利用の拡大を図るため、住民の生活への活用の促進、住民に対する理解の促進、公共事業への利用の推進、加工流通体制整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域づくりと一体になった森づくり)

第9条 組合は、魅力ある地域づくりを推進するため、地域における就業機会の確保、都市と農山村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 組合は、古くから地域に残る知恵、伝承等の森林文化を継承するよう努めなければならない。

(共働による森づくり)

第10条 組合は、住民との共働による森づくりを推進するため、人工林、天然林を問わず、住民への活動の場の提供、森づくり活動への支援、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(森林環境教育の推進)

第11条 組合は、住民が森づくりについて理解及び関心を深めることができるよう、森林環境教育を推進するものとする。

(森づくりの普及啓発)

第12条 組合は、住民に対して、森づくりに関する普及啓発を行うものとする。

2 前項に規定する普及啓発を推進するため、恩賜林森づくりの日及び恩賜林森づくり月間を別に定める。

(森づくり構想)

第13条 組合長は、基本理念を実現するための基本構想（以下「森づくり構想」という。）を策定するものとする。

2 森づくり構想には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 森林の立地条件等の特性に応じた森林の区分及びそれに応じた目標とする森林像
- (2) 目標とする森林像を実現するための長期の指針
- (3) 木材資源の循環利用のための長期の指針
- (4) その他組合長が必要と認める事項

3 組合長は、必要があると認めたときは、森づくり構想を見直すことができる。

4 組合長は、森づくり構想の策定及び見直しに当たっては、あらかじめ森林の土地所有者、住民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第16条に定める恩賜林百年の森づくり委員会の意見を聴くものとする。

5 組合長は、森づくり構想の策定及び見直しをしたときは、これを公表するものとする。

(森づくり基本計画)

第14条 組合長は、森づくり構想を実現するため、おおむね10年間の計画（以下「森づくり基本計画」という。）を策定し、必要な具体的施策を定めるものとする。

2 森づくり基本計画は、おおむね5年ごとに見直すものとする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、森づくり基本計画の策定及び見直しについて準用する。

(年次報告書)

第15条 組合長は、森林の状況、森づくり基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(恩賜林百年の森づくり委員会)

第16条 基本理念に基づき森づくりを推進するため、恩賜林百年の森づくり委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項について協議、調査、提言及び評価を行う。

- (1) 森づくり構想及び森づくり基本計画に関すること。
- (2) 森づくりに関する基本的な事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合長が必要と認めること。

- 3 委員会は、次に掲げる者のうちから組合長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 森林の土地所有者、林業及び木材産業等事業者
 - (3) 公募による住民
 - (4) その他組合長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

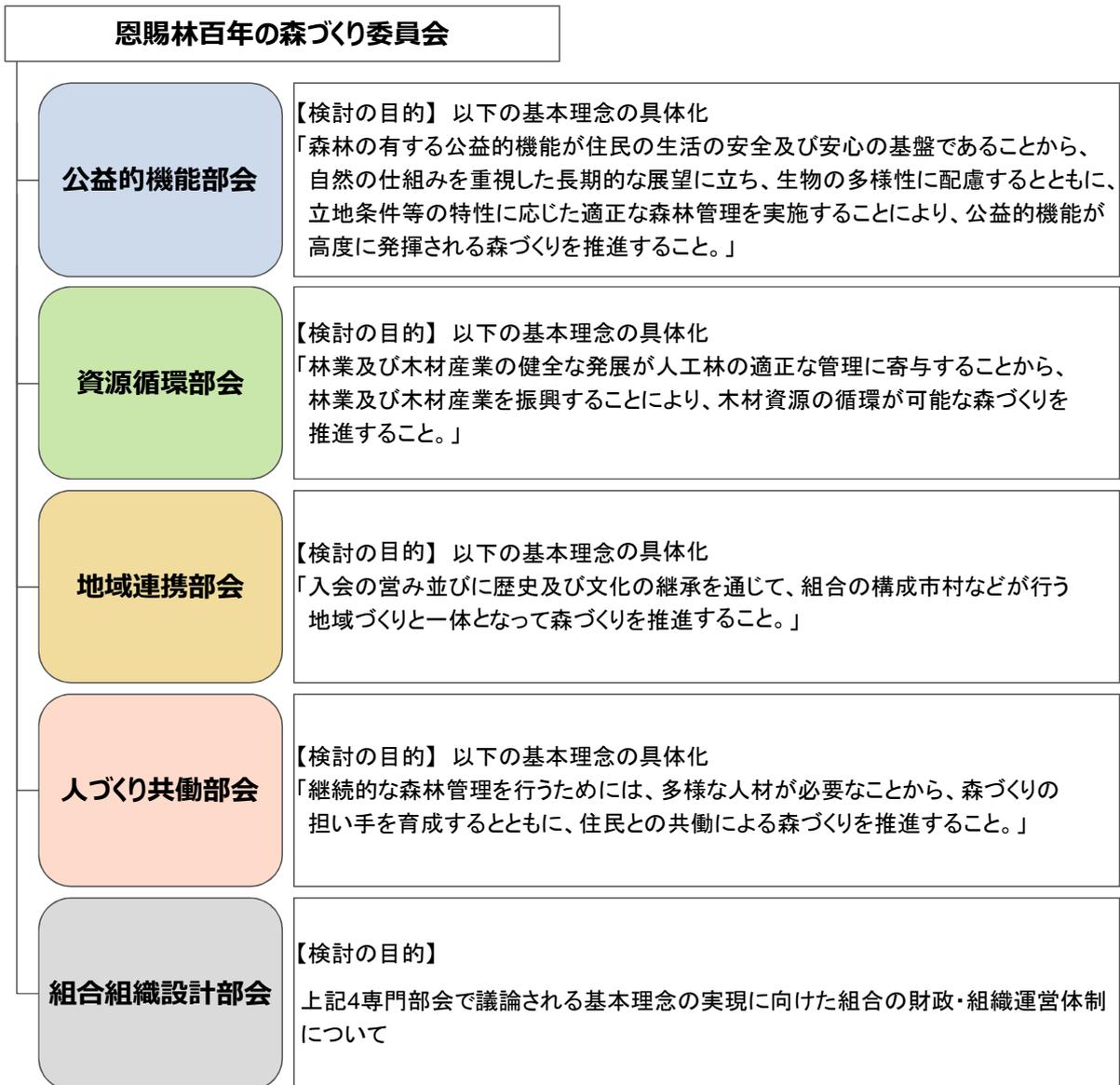
II. 恩賜林百年の森づくり構想策定プロセス

恩賜林百年の森づくり構想は、本組合 組合長が恩賜林百年の森づくり委員会に対して諮問を行い、同委員会が検討を重ね組合長に答申したものを受け策定したものです。

同委員会の下には、「恩賜林百年の森づくり条例」に示される基本理念の具体化、実現に向けた検討を目的とした、5つの専門部会が設置され、検討が行われました。

各専門部会で確認された取組方針を収斂させ、「恩賜林百年の森づくり構想」について答申がなされました。

【恩賜林百年の森づくり委員会及び専門部会の構造ならびに専門部会の検討目的】



【恩賜林百年の森づくり委員会及び専門部会の開催スケジュール】

年	月	日	会合	議題	
2013年	9月	17日	第1回 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例説明 ・ 委員会及びスケジュールについて ・ 恩賜林組合の森林の現状と課題について 	
	10月	31日	第1回 公益的機能部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恩賜林百年の森づくり構想について ・ 恩賜林組合管理地の現状 ・ 専門部会について 	
	11月	20日	第1回 資源循環部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恩賜林百年の森づくり構想について ・ 恩賜林組合管理地の現状 ・ 組合管理地における資源循環の現状 	
			第1回 地域連携部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恩賜林百年の森づくり構想について ・ 恩賜林組合管理地の現状 ・ 組合管理地における地域連携の現状 	
		25日	第1回 人づくり共働部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恩賜林百年の森づくり構想について ・ 恩賜林組合管理地の現状 ・ 森づくりのための人づくりについて 	
			第1回 組合組織設計部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恩賜林百年の森づくり構想について ・ 恩賜林組合管理地の現状 	
	12月	10日	第2回 公益的機能部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な森林利用に向けた今後の取組み（案） 	
			第2回 資源循環部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材利用の拡大・充実に向けた今後の取組み（案） 	
		11日	第2回 人づくり共働部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人づくりに向けた今後の取組み（案） 	
		26日	第2回 地域連携部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携に向けた今後の取組み（案） 	
	2014年	1月	22日	第3回 資源循環部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恩賜林百年の森づくり構想策定に向けて ・ 木材利用の拡大・充実に向けた今後の取組みとりまとめ ・ 木質バイオマス事業に向けた検討
			24日	第3回 公益的機能部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恩賜林百年の森づくり構想策定に向けて ・ 各専門部会の検討結果について ・ 今後の取組方針に基づく組合管理地の姿及び組合の役割について
3月		7日	第2回 組合組織設計部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構想策定及び部会での検討の関係性 ・ 組合財政運営の現状及び対処方針 ・ 他部会で検討された事業の実施に向けた事業費概算の試算 ・ 組合組織の今後について 	
		20日	第2回 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会での検討結果について ・ 恩賜林百年の森づくり構想 答申（案）について 	

【恩賜林百年の森づくり委員会及び専門部会 委員名簿】

恩賜林百年の森づくり委員会

	委員	所属	備考
会長	渡辺 忠義	恩賜林組合 組合会 議長	
副会長	佐藤 延幸	富士吉田入会組合連合会 会長	
	長田 幸保	恩賜林組合 組合会 副議長	
	天野 洋尚	恩賜林組合 組合会 副議長	前任者
	天野 貞夫	恩賜林組合 組合会 林務委員長	
	天野 弥一	恩賜林組合 組合会 林務委員長	前任者
	高村 不二義	山中湖村旧三村入会組合連合会 会長	
	天野 一光	忍草入会組合 組合長	
	天野 初文	恩賜林組合 助役	
	平山 喜久雄	恩賜林組合 助役	前任者

公益的機能部会

	委員	所属
部会長	山本 清龍	岩手大学 農学部 准教授
副部会長	相沢 喜三郎	富士吉田市 産業観光部 農林課 課長
	内田 剛	山梨県 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 副主査
	羽田 清盛	公募委員
	萱沼 常吉	恩賜林組合 森林整備課 課長

資源循環部会

	委員	所属
部会長	小澤 雅之	山梨県森林総合研究所 富士吉田試験園 主任研究員
副部会長	市川 巖	山梨木質バイオマス協議会 会長
	内田 剛	山梨県 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 副主査
	勝俣 正信	公募委員
	土光 智子	横浜国立大学 博士／慶應義塾大学 非常勤講師 兼務
	萱沼 常吉	恩賜林組合 森林整備課 課長

地域連携部会

	委員	所属
部会長	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
副部会長	滝口 修	富士吉田市 演習場対策室 部長
	高村 富義	山中湖村 企画まちづくり課 課長
	大森 広	富士吉田市商工会議所 青年部 会長
	高村 隆仁	南都留中部商工会 青年部長
	池田 潤一郎	恩賜林組合 企画財政課 課長

人づくり共働部会

	委員	所属
部会長	増田 直広	キープ協会 環境教育事業部 事業部長
副部会長	山崎 茂	山中湖村 環境産業課 課長
	小野 利郎	富士五湖青年会議所 理事長
	宮下 太貴	地元造林業者
	渡辺 己三男	恩賜林組合 森林文化課 課長

組合組織設計部会

	委員	所属
部会長	広瀬 猛弘	山梨中央銀行 吉田支店 取締役支店長
副部会長	渡辺 広人	忍野村 企画課 課長
	勝俣 高明	公認会計士・税理士
	渡辺 伸一	恩賜林組合 総務課 課長
ワザ-ハ-	滝口 正樹	山梨県 総務部 市町村課 主任
ワザ-ハ-	船木 達巳	山梨県 総務部 市町村課 主任

恩賜林百年の森づくり構想
—森づくりを基幹とした次の入会のかたちと富の創出—

発行日／平成26年3月

発行／富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合
〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田5605番地3

TEL : 0555-22-3355

URL : <http://www.onshirin.jp/>